

能代産業廃棄物処理センター環境保全対策事業について

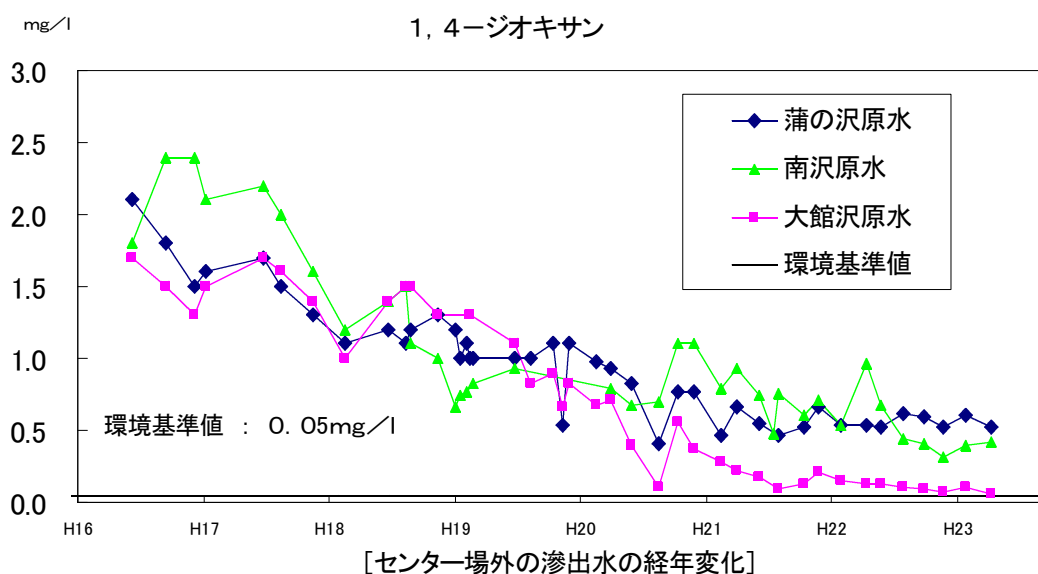
環境整備課

1 事業の目的

- 能代産廃処理センターについては、倒産以降、県が事業者になって産廃特措法に基づく「特定支障除去等事業実施計画」により環境保全対策を行ってきており、周辺地下水等の汚染状況は改善されてきているなど、一定の成果が得られている。
- しかしながら、平成21年11月、新たに環境基準項目として追加された「1,4-ジオキサン」が、処分場内外で回収・処理している地下水などから環境基準を超えて検出されている。
- また、国においては、新たに「1,4-ジオキサン」の排水基準を定めることとしている。
- こうした状況を踏まえ、「1,4-ジオキサン」の処理方法や今後の維持管理のあり方について調査を委託する。

2 事業の概要

- これまでの県健康環境センターの調査で、「1,4-ジオキサン」の処理に関しては、水温が高い場合は現有処理施設での処理の有効性が確認されていることから、年間を通じて安定した処理を行うことができるよう、処理施設の加温方法等の検討を行う。
- 現在適用されている産廃特措法は時限立法であり、平成24年度をもって終了することから、今後の維持管理費のより一層の縮減を図るため、処理施設等の耐久性や敷地内の雨水排除対策のあり方などについても検討を行う。



3 予算額

8,435千円